

自動販売機設置に関する賃貸借仕様書

宮城県貞山高等学校（以下「貞山高校」という。）地内に設置する自動販売機設置の賃貸借については次のとおりとする。

1 貸付けの場所、方法及び期間等

- (1) 管理・教室棟 2 階第一体育館前廊下付近に設置するものとする。
借地借家法（平成 3 年法律第 9 0 号）第 3 8 条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。
- (2) 貸与期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで（3 年）とする。
この期間を超えないものとする。
- (3) 貸与期間の更新
貸与期間の更新は認めない。ただし、貸付期間満了前に入札を行い、現に貸付けを受けている者が落札者となった場合は、貸付期間満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約を締結することができる。

2 貸付面積

3. 5 2 m²

貸付面積については機器の垂直投影面積（外形寸法）ではなく、貸付可能な面積と、自動販売機に転倒防止板及び使用済容器回収ボックスも設置面積に含むものとする。

3 貸付料等

- (1) 貸付料は落札価格とする。
なお、落札価格は、建物の余裕部分を貸付ける場合にあっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。
- (2) 貸付料の改定
契約期間中、貸付料の改定は行わない。
- (3) 光熱水費について
貸付けの相手方に自動販売機ごとに計量器を設置させることとする。
- (4) 自動販売機の撤去
設置者は、1 - (2)の貸与期間が満了し、1 - (3)のただし書き以降の項目に該当しない場合は、自動販売機を撤去する。この場合において費用は設置者が負担する。
- (5) その他の費用
自動販売機設置に伴う費用（計量器等の設置費用を含む）については、すべて借受人の負担とする。

4 契約の解除

- (1) 貸付者は、次の各号に該当するときは貸与契約を解除することができる。
 - ア 設置者が貸付契約に定める義務を履行しないとき。
 - イ 県等が公用又は公共用に供するため契約解除するとき。
 - ウ 設置者が貸付契約の解除を申し出たとき。ただし、この場合、設置者は解除しようする日の 6 か月前までに書面で申し出なければならない。

- (2) 貸付期間中に貸付契約を前項の規定により解除した場合、又は設置者が4(1)一ウにより契約解除を申し出たときは、徴収した貸付料から現に貸付けた相当分（撤去する日までの日割計算で算定）を控除した額を還付する。
- (3) 4(1)一ウにより貸付契約の解除を行った場合、当該設置者は、次回行う当該施設に係る公募に参加できない。

5 自動販売機の入替

貸付け後、貸付けの相手方が自動販売機の入替を希望する場合は、貸付面積を超えず、入替後の販売品目等について貞山高校が適当と判断した場合には、これを認めることができる。

6 自動販売機の台数及び内容

- (1) 設置者は、貞山高校が指示した場所に指示した期間自動販売機を設置する。
- (2) 設置者の設置する自動販売機は2台とする。
- (3) 設置者は、自動販売機本体とその内容量に応じた空き缶等の回収ボックス及び電気量検針のため子メータを設置する。
- (4) 設置者が自動販売機で販売する商品は、お茶、水、スポーツ飲料、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類などの缶、ビン、ペットボトル等密閉式の容器のものとする。
- (5) 設置者は、自動販売機で販売する商品の品質等に責任をもって当たるものとする。
- (6) 設置者は、利用者が貞山高校に在籍する生徒であることを考え商品を販売し、たとえば季節で商品を変える等の場合は、貞山高校に事前に連絡し、貞山高校から指示があれば従うものとする。
- (7) 設置者は、食品衛生法に基づき、商品の品質管理に当たるとともに、健康上の障害を生じないように十分注意する。
- (8) 設置者は、自動販売機を利用した者がその商品により健康上の障害を生じた場合、一切責任を負うものとする。

7 自動販売機の運用及び管理

- (1) 設置者は、自動販売機が通常使用時及び非常災害時において転倒等が発生しないよう十分な措置を講じるとともに、万一の事故発生に備えて動産総合保険に加入するものとする。
- (2) 設置者は、自動販売機の運用に必要な回収箱設置等の経費を負担する。
- (3) 使用済みの容器（ペットボトル、缶、ビン等）の回収箱の管理運営については、販売する商品納入時や使用済み容器の回収時において行い、学校活動に支障がないようにする。
- (4) 設置者は、自動販売機の管理、保全及び代金の回収を行う。
- (5) 設業者は、自動販売機の損壊、盗難事故、運転の不円滑その他の異常を発見し、または貞山高校から連絡を受けたときは、設置者の負担で速やかに修復する。
- (6) 設置者は、使用する面積に応じて使用料を支払う。使用料については、貞山高校が発行する納入通知書により行い、納入期限は納入通知書に記載の期日までとする。
- (7) 設置者は、自動販売機に係る電気料については、電気使用量実費負担とするため、貞山高校からの請求に基づき、期日までに納入する。